

# 新たに事業を開始し

# 1人以上を雇入れる事業主の皆様へ

① 新規の設備投資額100万円以上で雇用保険適用事業主の方。

対象事業は、地域資源を活用した事業で、町内経済の活性化に寄与する事業。

② 雇用対象者

- I. 雇入れ日現在で65歳未満であること。
- II. 新規採用される前に当該事業所に雇用されていないこと。
- III. 町内の事業所を離職した者で、離職した事業所と新たな事業所の事業主が同一でないこと。
- IV. 事業主と生計を一にしていないこと。

③ 補助期間 ⇒ 3年間

補助金は、3年以上雇用することを原則として支給されます。

※ 前述の雇用対象者を1年以上継続して雇用していれば、  
雇入れた人数及び設備投資額に応じて1年毎に支給されます。

(単位：円/年)

| 設備投資に要した費用 | 雇 入 れ 人 数 |         |           |
|------------|-----------|---------|-----------|
|            | 1人        | 2人      | 3人以上      |
| 100万円以上    | 112,000   | 150,000 | 200,000   |
| 300万円以上    | 338,000   | 450,000 | 600,000   |
| 500万円以上    | 563,000   | 750,000 | 1,000,000 |

■ 詳しくは、役場『産業再生推進本部』までご連絡下さい。

【代表】 ☎53-1111

【直通】 ☎53-1164